

周南市国土強靱化地域計画（案）の意見募集に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置付け	国と県の施策実施経過が記載されておりますが年次経過が分かり難く、年表形式表記の追加を御願致します。	ページの都合上、計画内に年表は記載しておりません。年次経過は以下の通りです。 ・平成25年(2013年)12月 国土強靱化基本法公布・施行（国） ・平成26年(2014年)6月 国土強靱化基本計画策定（国） ・平成28年(2016年)3月 山口県国土強靱化地域計画策定（県）
2	第3章 市の概況及び想定される災害リスク	…県とその周辺、市とその周辺について地図での図示追加を宜しく御願致します。	周南市周辺の地図を追加します。
3	第3章 市の概況及び想定される災害リスク	表記載されております「人口及び世帯数」に構成率も追加の上、推移をわかりやすくグラフ/図示願います。	推移のグラフを追加します。
4	第3章 市の概況及び想定される災害リスク	P7文中にあります活断層の地図図示は有り難いです。 「津波による災害」について、被害想定範囲の地図図示の追加を宜しく御願致します。 「石油コンビナートによる災害」について、前述津波被害想定範囲とあわせてのコンビナート箇所、特別災害地域の地図図示の追加を宜しく御願致します。	石油コンビナート等特別防災区域について、図を追加しますが、津波浸水想定区域やコンビナート箇所については、沿岸の広範囲にわたり、限られたページ数の中で地図で図示することは困難です。 津波浸水想定区域は、別途ハザードマップを作成・評価配布しており、市や県のホームページにも掲載しています。また、詳細のコンビナート箇所については、県で策定された「山口県石油コンビナート等防災計画」に掲載しています。
5	第3章 市の概況及び想定される災害リスク	「本市には、島田川、錦川、渋川、島地川、夜市川、富田川、西光寺川等の主要な河川があり、それぞれ大雨の際には、河川流域の地域では浸水が想定されている。」と言うのであれば、河川等自然地形図示の追加を宜しく御願致します。 「山口県の土砂災害危険箇所数は全国で3番目に多く、県内では、3番目に多い土砂災害警戒区域等を有している。」というのであれば、災害時輸送手段のことも考え、県・市の災害警戒区域等の地図図示追加を宜しく御願致します。	洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等についても同様に、本計画内に限られたページ数の中で地図で図示することは困難です。別途ハザードマップを作成・配布しており、市や県のホームページにも掲載しています。
6	第4章 脆弱性の評価	表「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」内の「大規模」「広域」「多数」「大幅な」「甚大な」と言った「規模」の表記は不要と感じます。項目各々いずれも、特に死傷者については「少数」「1名」発生しても「最悪」の事態であり、それを避けるための施策が必要、と感じます。（「長期」と言う表記は、初期対応案件の場合は『「短期」はあったとしても「長期」を回避する』と言う意味でありえると感じます。）	「起きてはならない最悪の事態」の設定については、国の国土強靱化基本計画や県の国土強靱化地域計画と調和を図り、同様の表記をしています。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
7	第4章 脆弱性の評価	前述表で「文化財」の表記がここで初めて出てきます。保護等必要な文化財を、被害推定地域と合わせての地図図示追加を宜しく御願致します。	洪水や土砂災害等の災害が想定される区域市内の広範囲にわたり、本計画内に限られたページ数の中で地図で図示することは困難です。別途ハザードマップを作成・配布しており、市や県のホームページにも掲載しています。 指定等文化財についても同様に、広範囲に多数存在するため図示が難しく、別途市ホームページ上において、原則その所在地を掲載しています。
8	第4章 脆弱性の評価	「施策分野の設定」で「8の個別施策分野と2の横断的分野」が挙げられておりますが、記載順前後しますがP11-12の表「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に当該分野のいずれが該当しているか付記すればいっそうわかり易いと感じます。	脆弱性評価については、「起きてはならない最悪の事態」と「設定した施設分野」の2つの視点で整理し、資料編にそれぞれ評価結果を掲載しています。
9	第5章 施策の推進方針	<p>「第5章 施策の推進方針」の記述ですが、確認しますにP11-13で提示の各項目について「対策を実施する」「努める」等、「重要業績指標」も殆どが「向上させる」と言った総論表記に過ぎない、と感じました。今後各具体的施策作成・実施と判断致します。早急な施策案作成・意見募集・施策実施を宜しく御願致します。</p> <p>また、以下内容についての記述が不足していると感じました。詳細検討記載追加又は具体的施策への反映を御検討宜しく御願致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所想定箇所への太陽光発電・燃料電池・雨水活用施設設備等災害時有効施設装置の設置 ・企業職員多数住居施設（社宅、寮）への上記災害時有効施設設備設置の推進（指導通知優遇等） （企業従業員が独自に災害時自助自立可能であれば行政負担が減る。） ・公的私的配電可能車両（プラグインハイブリット車、燃料電池車）普及促進、各施設の車両からの配電可能対応対応実施 ・沿岸の避難所想定箇所への塩水淡水化装置設備 ・交通網障害の際の最低限重要物資（医療関係品等）輸送のための無人操作機（ドローン）活用のための施策 ・市内事業者への業務継続計画（BCP）・災害時受援計画作成通知・支指示 ・市内各公園＝災害時避難場所の設備整備 （通常辞はベンチ、災害時はかまど対応の設備等々） ・動産文化財の避難/一時移動先の設定 ・下水処理不能時のための簡易トイレ備蓄（行政備蓄、民間備蓄の指示推進） ・災害時企業との提携について、すでに提携済み企業と具体的対象物品、未締結物品と企業締結見込 ・企業を通じての啓発活動実施 	<p>今後は、国土強靱化地域計画の附属資料として、推進する施策について個別の事業を明記し、重要業績指標に加えて定期的に事業の進捗管理・評価・更新を行うことで計画内容の充実を図ってまいります。また、ご意見いただいた具体的な施策について、一部計画に掲載しているものもあり、今後具体的な事業を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
10	第5章 施策の推進方針	<p>P20 ■密集市街地における防災体制の確保</p> <p>→グリーンインフラ（※）の活用を追記してはどうか。</p> <p>※『自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画』グリーンインフラ研究会による定義</p> <p>P22 ■下水道（雨水）の整備</p> <p>■内水対策の促進</p> <p>→グリーンインフラの活用を関して追記してはどうか。</p> <p>→雨水貯留浸透施設の整備を対策に追加してはどうか。</p> <p>・グリーンインフラ ・流域治水</p> <p>※R3.2月に閣議決定された『流域治水関連法案』にも上記の関連法案、記載があるため</p> <p>P30 ■農地の利用促進</p> <p>→流域治水・グリーンインフラに関連しての水田貯留、貯留機能保全区域に関する記載を追加してはどうか。</p>	<p>ご意見いただいたグリーンインフラや雨水貯留浸透施設の整備について、特にグリーンインフラについては、様々な施策分野に関係する内容であり、国の動向をふまえ、貴重なご意見として今後施策への反映を検討してまいります。</p>
11	第6章 施策の重点化	<p>表「重点化を図る主な取組内容」には、各項目がP13「8の個別施策分野と2の横断的分野」のいずれにあたるか明示頂けましたなら幸いです。</p>	<p>既に個別施策分野ごとに取組内容を明示しています。</p>
12	第7章 計画の推進と進捗管理	<p>「全庁横断的な体制」との事ですが、主観部署明示願います。</p> <p>表「計画の進行管理」の記載には、組織外からの意見の徴集反映の記述が見当たりません。</p> <p>記載追加又は計画遂行の際の当該対応実施を宜しく御願致します。</p>	<p>本計画の内容は様々な分野にわたり、多くの部署が関わっているため、詳細の部署名は記載しておりませんが、今後附属資料として個別事業を反映する際には、担当部署も併せて記載する予定にしております。</p> <p>計画の見直し等に際しては、組織外の意見も聴取して進めてまいります。</p>
13	資料編	<p>「資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果」</p> <p>「資料2 施策分野ごとの脆弱性評価結果」</p> <p>「必要がある。」を多用したずらに表記が長くなっております。箇条書き等で表記修正を御願致します。<例>冒頭に「以下対策が必要」とした上で、箇条書きにする、等</p>	<p>表記については、箇条書きではなく文章での表記に統一しております。文章の表記については全般に見直し、脆弱性評価とそれに紐づく施策の推進方針について、なるべく簡潔な表現にする等、文言の修正を行います。</p>
14	資料編	<p>「資料3 用語解説」がありますが、本文中の用語を見た際に「用語解説」があることが分からなければ掲載意味が低くなると思われます。</p> <p>用語に「*」印などを付け、目次に「*印のある用語は資料3で…」と言った付記実施を実施願います。</p> <p>用語解説実施の語句と解説内容の再精査を宜しく御願致します。</p>	<p>用語解説に、当該用語のページを示すことで対応します。</p> <p>用語解説の内容についても、精査を行います。</p>
15	計画全般	<p>当案件、国・県との調整協力必要と感じますし、その旨本文中にも記載あると思いますが、「国・県に対して要望する/物申す」という視点が欠けており、必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織（例（あくまで例）：市長会）を通じて要望要請していく旨明示すべきと感じます。</p>	<p>要望等も含めて、国・県・関係機関との「連携」「協力」という表現にしております。</p> <p>必要な要望等については、毎年様々な分野毎にそれぞれの担当課で必要に応じて要望等を挙げており、引き続き対応してまいります。</p>

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
16	計画全般	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市との連携協力無しには成り立たない案件と思うのですが、その点の記述に乏しいと感じます。記述追加等御検討宜しく御願ひ致します。 広域災害発生時は、市外各設備損傷の影響も考えられ、県・国レベルで損害を与える様な施設設備の計画には、市外案件であっても市行政として意見を続ける姿勢を表明しなければ「強靱で安全・安心なまちづくりを推進していく」(P1)事にならないと考えます。上記内容当計画内に明示願ひます。上記内容明示しない/出来ないのであればその具体的理由を明示願ひます。	災害時の広域連携等については、周南市地域防災計画に定めております。 また、第7章 計画の推進と進捗管理の中で、国や山口県、防災関係機関などそれぞれが役割を担うという認識を持ち、それぞれの役割分担のもと、計画を推進する必要があることを明記しております。
17	計画全般	市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取りの実施を宜しく御願ひ致します。	本件は、関係機関や学識経験者等で構成される周南市防災会議の各委員より意見聴取を行っております。
18	計画全般	各ページ「図」「表」には、計画決定後通し番号が付く、と認識しております。 各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号を設定する様御対応宜しく御願ひ致します。	本計画では、項目ごとに必要に応じて図・表を掲載しておりますが、複数の図や表を引用した説明等を行っている箇所はありませんので、図・表について通し番号は設定していません。
19	計画全般	本文・表中年数表記が元号となっており、経過・年次比較がし難くなっております。 年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一を宜しく御願ひ致します。 市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一されます様御対応御願ひ致します。資料では、 ・時系列経過案件については年表表記 ・地域地形関係は地図図示での表記 をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とされます様宜しく御願ひ致します。	元号と西暦を併記します。 年表表記や地図図示については、必要に応じて表記を行い、分かりやすい計画の策定に努めてまいります。
20	意見募集について	<全般：主に今回の意見募集の実施方法に関する意見となっております。> 当案件意見募集期間「1月12日(火曜日)から2月10日(水曜日)」となっております。 同時期意見募集案件は「意見募集開始日から、翌月同一日まで」でした。 ・当件募集締切2/10となっております理由明示願ひます。 ・今からでも期限「2/12迄」に変更すべきと考えます。 ・最低でも募集期間は「翌月同一日まで(開始日2月の場合は最低30日)」とされます様宜しく御願ひ致します。	今回は、意見募集期間の前後に祝日が重なったことと計画策定のスケジュール上現状の締切とさせていただきます。意見募集期間については、12月18日よりホームページ上で公開する等、早めの周知を行いました。
21	意見募集について	意見作成のためには、計画と関係する国・県・市の法令・計画類多数の内容も確認すべきと考えます。その様な意見募集を、他の市パブリックコメント(意見募集)と募集期間重なる上、当市行政とは関係ないものの県パブリックコメント(意見募集)数件期間重なり、年末年始の期間も含む中で通常の意見募集と同様の1ヶ月の期間設定は短いと考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。 市民=主権者からの、期間不足・記述不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願ひます。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として1ヶ月となっております。本計画(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。 なお、本件に関しては、実施時期などをふまえ、事前に周知を図るため、パブリック・コメントの実施に先立ち、12月18日よりホームページ上でパブリック・コメントを実施する旨を掲示いたしました。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
22	意見募集について	<p>パブリックコメント（意見募集）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 <p>と言った対応を常時実施願います。 （必要であれば条例修正等実施願います。）</p> <p>前述内容、市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回期間重複案件有・募集期間1ヶ月ままでした。意見に対する対応無かった理由を明示願います。</p>	<p>パブリックコメントの案件や実施件数等によっては、時期が年末年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。</p> <p>案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。</p> <p>本件については、12月18日よりホームページ上で公開する等、早めの周知を行いました。</p>
23	意見募集について	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いについて、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います</p>	<p>市広報1/1号（8ページ）「パブリック・コメント」の実施記事（紙面1/4ページ分）の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。新聞への広告掲載はしておりません。</p>
24	意見募集について	<p>今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ（市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能ははずです）の理由を明示願います。</p> <p>市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正（規則・条例等の修正等）実施をお願い致します。</p>	<p>限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。</p> <p>例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。</p> <p>本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。</p>
25	意見募集について	<p>意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願います。）</p>	<p>パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び防災危機管理課で本計画（素案）の閲覧を行いました。</p> <p>周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しております。</p>
26	意見募集について	<p>「用語説明」については前述パブリックコメント/意見募集では語句説明掲載必須とされます様宜しく御願ひ致します。パブリックコメント/意見募集の際には、意見を求める施策等（案）の作成過程も明示すべきと考えます。今回の意見募集について今から追加対応は困難と考えますが、次回以降のパブリックコメント/意見募集での対応を宜しく御願ひ致します。前述内容、過去の市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回御対応無かったと認識しております。今回当該意見への御対応無かった理由を明示願います。</p>	<p>本計画資料編(P100)に「資料3 用語解説」を掲載しております。専門的な用語等、説明が必要と思われる用語については用語解説を行うように努めてまいります。</p> <p>また、作成過程等の提示についても今後検討いたします。</p>